

福山市立山手小学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、福山市立山手小学校PTAといたします。
- 第2条 本会の事務所は、福山市立山手小学校内におきます。

第2章 目的及び活動

- 第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会での児童の健全育成をはかることを目的とします。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような活動をします。
- 1, 山手小学校の教育を充実させるための活動。
 - 2, 学校及び地域における子どもの教育及び生活環境を一層よくする活動。
 - 3, 会員相互の親睦をはかり、組織を強化する。
 - 4, 公教育を充実するために必要な活動。
 - 5, その他。

第3章 方 針

- 第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に基づいて活動します。
- 1, 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動する他団体及び機関と協力します。
 - 2, 特定の政党や宗教にかたよることはしません。また、営利を目的とするような行為も行いません。
 - 3, この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦するような行為はしません。
 - 4, この会は、教育問題について研修し、また、教育活動を助けるために意見を具申し、参考資料は提供しますが、直接に学校の管理や人事に干渉するような行為はしません。
 - 5, この会は、自主的民主団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けません。

第4章 会 則

- 第6条 本会は、山手小学校に在籍する児童の保護者と教職員が会員となります。
- 第7条 本会の会員は、会費を納めるものとします。会費の額は、毎年の総会で決定します。

第5章 経 理

- 第8条 本会に要する経費は、会費及びその他の収入をもってあてます。
- 第9条 本会の経理は、総会で決議された予算に基づいて行います。
- 第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得るものとします。
- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役員

第12条 本会の役員及び任務は、次のとおりとします。

1, 本部役員

- ・会長 1名……本会を代表し、会務を統括します。
- ・副会長 4名※… 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行します。(※選考方法により人数は変動する)
- ・会計監査 2名…… 会計の執行が適正に行われていることの監査を行います。
また、会長、副会長の補助としての活動を行います。
- ・専門部長 各1名…… 担当部会を統括し、その部の企画及び運営を担当します。
- ・専門副部長 各1名…… 部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代行します。

2, 地域運営委員 地域各1名…… 地域を代表し、本部との関係行事及び地域支部独自の活動を統括します。

3, 学年部長 学年各1名…… 学年を代表し、本部との関係行事及び学年活動を統括します。

4, 学級代表委員 学級各1名…… 学年部長を補佐し、本部との関係行事及び学年活動についての連絡及び学級活動を統括します。
(学年代表は学級代表委員を兼ねる)

5, プール運営委員 地域各1名…… 地域運営委員を補佐し、主に夏季プール監視の運営を行います。地域の人数が少ない場合には地域運営委員が兼ねることができます。

6, 学級運営委員 3名…… 学級代表委員を補佐し、学級活動の推進につとめます。
(学年部長、学級代表委員は学級運営委員を兼ねる)

7, 専門部委員 若干名…… 専門部活動の企画運営にあたります。

(専門部長、専門副部長は専門部委員を兼ねる)

8, 学校委員 教職員全員…… 学校教育についての専門的立場で、本部行事及び学年、学級活動に参加し、その推進につとめます。

9, 学校長 …… 学校の管理運営上、この会のすべての会合に出席して意見を述べるすることができます。

第7章 役員の選出

第13条 本会役員選出は、次の手続きによって行います。

1, 会長・副会長・会計監査は、役員選考委員会(学年部長・学級代表で構成し、委員長は4年学年部長が務める)で選出し、総会で決定します。

(次期立候補者は、役員選考委員会に届け出ます。定数に満たないときは、

役員選考委員会で選出します)

- 2, 学級運営委員：学級会員の互選により各学級ごとに3名を選出します
 - 3, 学級代表委員：学級運営委員の互選により各学級ごとに1名を選出します。
 - 4, 学年部長：学級代表委員の中から各学年ごとに1名を選出します。
 - 5, 地域運営委員：地域の自主的な方法で、各地域部ごとに3～5名（部長を含み）選出します。
 - 6, 地域部長：地域の自主的な方法で各地域部ごとに1名選出します。
 - 7, 専門部委員
 - ・学級選出委員 …… 学級運営委員が互選により、各専門部に分かれて所属します。
 - ・学校選出委員 …… 学校運営委員が互選により、各専門部に分かれて所属します。
 - 8, 専門部長・副部長は、各専門部委員の中から互選により選出します。
- 上記記載以外の詳細な選出方法については別に定める規則に従うこととします。

第14条 役員の任期は1か年とします。但し、再選を妨げません。

第8章 総会

第15条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関です。

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とします。

- ・定時総会は、年度始め書面審議方式で行います。臨時総会は、常任委員会が必要と認めた時、または、会員の5分の1以上の要求があったときに招集します。

第17条 総会では、次の事項を審議決定します。

- 1, 本部役員の承認に関する事項
- 2, 決算と事業報告及び予算案の審議に関する事項
- 3, 活動方針及び行事計画の審議に関する事項
- 4, 会則の変更に関する事項
- 5, その他必要と認める事項

第18条 総会の成立は、原則として構成会員の過半数をもって成立するものとします。但し、出席者の同意を得て、成立を認めることができます。

第19条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とします。

第9章 常任委員会

第20条 常任委員会は、会長が招集します。

第21条 常任委員会は、次の役員によって構成いたします。

各地域運営委員・各学級代表委員・学校代表委員（学校委員の互選により選出）4名・本部役員（会計監査を除く）

第22条 常任委員会は、総会に次ぐ決議機関として、次のような任務を行います。

- 1, 予算案・決算の審議, 承認
- 2, 行事計画の審議, 承認
- 3, 会長・副会長及び会計監査の選考・推薦

4, その他, 理事会が提案する案件の審議, 承認

第 23 条 常任委員会の決議は, 出席者の過半数の同意を必要とします。

第 10 章 理事会

第 24 条 理事会は, 会長・副会長・各専門部長・副部長・学年部長及び学校代表委員 4 名 (学校委員の互選により選出) をもって構成し, 本会の執行機関として, 次のことを行います。

必要に応じて, 地域部長の出席を求めることができます。

- 1, この会の目的達成のために必要な活動の企画運営及び調査研究
- 2, 各専門部が所管する活動以外の事務処理と連絡及び広報活動
- 3, 総会及び常任委員会に提案する議案の決定

第 11 章 専門部会

第 25 条 本会の目的を達成するために, (具体的な活動) 次の専門部を設けます。

- 1, 研修・保健構成部: すべての会員が, 会員相互の研修を深めるための活動及び児童のいのちを大切にするために, 保健衛生意識の向上につとめ, 会員相互の福利厚生を推進し, 教育的環境整備につとめるための活動をします。
- 2, 生活指導部: 児童の校外生活をよりよくし, 事故や非行を未然に防止して健全な育成を図るための活動をします。
- 3, 広報部: P T A 活動推進のため, 広報を通じて, 会員相互の連帯感を高める活動をします。

第 26 条 専門部活動の円滑な運営を図るため, 専門部幹事・専門部員を置くことができます。

第 12 章 表彰と慶弔

第 27 条 会員及び児童に対する表彰と慶弔は, 別に定める規則により行います。

第 13 章 付 則

第 28 条 本会則は, 昭和 56 年度から施行します。

付則

1994 年 5 月 10 日 一部改正

福山市立山手小学校 P T A 慶弔規定

1998 年 5 月 8 日 一部改正

第 1 章 目的及び活動 第 3 条・第 4 条の 2

第 6 章 役員 第 12 条の 1 本部役員規定

第 11 章 専門部会 第 25 条の 1

1999 年 5 月 7 日 一部改正

第 7 章 役員を選出 第 13 条

2002 年 5 月 9 日 一部改正

第 7 章 第 13 条 1 項 「3 月 10 日までに」を削除

第9章 第21条 学校代表委員6名を4名に変更

第10章 第24条 学校代表委員6名を4名に変更

2013年5月9日 一部改正

第6章 第12条1. 本部役員に会計監査が漏れていたため追記。

第6章 第12条1. 副会長の人数を4名固定から選考方法により人数は変動とした。

第6章 第12条4. 各学級1名であることを明記。また、学年部長が学級代表委員を兼ねること明記

第6章 第12条6. 学級運営委員4名を3名に変更また、学年部長、学級代表が学級運営委員を兼ねること明記

第6章 第12条7. 専門部長、専門副部長が専門部委員を兼ねること明記

第7章 第13条2. 学級運営委員4名を3名に変更。

第7章 第13条4. 学年部長は学級代表委員の中から選出することを明記

その他誤記を修正

2016年5月2日 一部改正

第7章 第13条1. 役員選考委員を学年部長・学級代表で構成し、委員長を4年生学年部長が務めるに変更。

2022年5月9日 一部改正

第8章 第16条 「定時総会は、年度始め会長が招集します。」を 「定時総会は年度始め書面審議方式で行います。」に変更。

細則 1

福山市立山手小学校 P T A 慶弔規則

第 1 条 本規則は、P T A 会員の親睦を図り、慶弔を共にするための細則として定めます。

第 2 条 転退職の場合

職員が転職する場合は、その年数に応じて次の通り記念品料を贈ります。

- ・勤続 1 年以下 1,000 円
- ・以後 1 年またはその端数をますごとに、1,000 円を増した額

第 3 条 死亡の場合

会員及び児童が死亡したときは、香料 (3,000 円) 及び弔電を贈り、できる限り会葬することとします。

- ・児童の死亡 …… 学級児童全員 児童会役員
校長 担任 都合のつく先生
会長 副会長 P 学年代表
- ・会員の死亡 …… 学級子ども 2 名 児童会役員
校長 担任 都合のつく先生
会長 副会長 P 学年代表

第 4 条 教職員が結婚したときは、祝電を贈り慶意を表します。

第 5 条 本規則は、昭和 5 6 年 4 月 1 日より施行します。

付則 特別の事情がある場合、この条項にかかわらず、会長の承認を得て会計が執行することができます

福山市立山手小学校 P T A 役員選出規則

第 1 条 本規則は、P T A 役員を選出方法について定めます。

第 2 条 選出時期

- ・本部役員※ …… 本部役員選考会にて選出します。
※ここで定める本部役員には専門部長、専門副部長は含みません。
- ・学級運営委員 …… 3 学期の学級懇談会にて選出します。
但し、新一年生の学級運営委員は入学式後に選出します。

第 3 条 選出方法・任期

事前に立候補、推薦のあった人を中心に学年保護者間で互選により選出します。

- ・本部役員 …… 選出対象の各学年から選出します。
選出対象学年：1 年～4 年（新 2 年～新 5 年）の各学年。
会則第 7 章第 14 条に役員任期は 1 か年とありますが、本部役員としての任期は 2 か年とします（本部役員内の役割分担としての任期を 1 か年と定める）。
- ・学級運営委員 …… 各学級から 3 名選出します。クラスが複数ある場合には、次年度のクラス替えにおいて、役員が 3 名ずつになるように配慮することとします。

第 4 条 役員選出対象からの除外

以下の場合、本人の希望があれば役員選出対象から除外することができます。

- ・本部役員選出において
既に本部役員を経験済みである。（兄妹の学年で経験した場合も含む）
- ・学級運営委員選出において
既に本部役員を経験済みである。（兄妹の学年で経験した場合も含む）
当該学年での学級運営委員を経験済みである。（兄妹の学年で経験した場合はこれに当たらない）
- ・上記以外で真にやむを得ない事情がある場合
例) 傷病や妊娠により、日常生活に支障がある。
地域や他の学校の役員と重なっている。 など
単に仕事が忙しいと言った理由は認められない。